

一般社団法人外国人食品産業技能評価機構
理事長 殿

名称
代表者職名
代表者氏名

⑩

賛助会員申込書

次の事項を宣誓のうえ、また、貴機構定款施行規則第5条の各項を理解のうえ、貴機構の賛助会員になることを申し込みます。

1. 貴機構の目的に賛同すること。
2. 外国人特定技能労働者及び外国人技能実習生の制度の運用とその改善に役立つ業務に関わっていること。
3. 会社法その他の関係法令に則って設立され、実働していること。
4. 反社会的勢力と関わりのないこと。
5. 賛助会員の名称を自己の事業に利用しないこと。
6. 機構に対して、暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動その他これに準ずる行為を行わないこと。
7. その他機構の定めに従うこと。

フリガナ		
法人名		
フリガナ		
役職名		
フリガナ		
代表者名	⑩	
所在地	〒	
	TEL :	設立年月日 : 年 月 日
	FAX :	会員数 (団体の場合) :
会社・法人のwebサイトのURL		
連絡担当者	部署名	
	役職名	
	フリガナ氏名	TEL :
		FAX :
Eメール		

- (備考) 1. この申込書は、郵送でお送りください。
2. 「会社・法人案内」又は「会社・法人概要」を添付してください。
3. 登録後に会費等のご請求をさせていただきます。

(賛助会員申込書 裏面)

一般社団法人食品産業技能評価機構定款施行規則 (抜粋)

(賛助会員)

第5条 賛助会員は、本法人の事業を援助する個人、法人または団体であって、理事会が、賛助会員の名称を付与した者をいう。

2 賛助会員になろうとする者は、次の事項を記載した申込書を、本法人に提出しなければならない。

(1) 本法人の目的に賛同すること

(2) 外国人特定技能労働者及び外国人技能実習生の制度の運用とその改善に役立つ業務に携わっていること

(3) 会社法その他の関係法令に則って設立され実働しているものであること

(4) その他必要な事項

3 賛助会員の名称を付与する決定をしたときは、すみやかにその者を賛助会員名簿に登録する。

4 賛助会員は、次の各号の会費を納入しなければならない。

(1) 入会時賛助会費 別に定める額

(2) 年度賛助会費 別に定める額

5 賛助会員に申込書に反する行為その他本法人の目的に適さない行為があったときは、理事会は賛助会員の名称付与を取り消すことができる。

6 賛助会員の名称を辞退しようとするときは、名称辞退届を提出しなければならない。

7 賛助会員が、第4項各号に定める会費を3か月を超え支払わないときは、賛助会員の名称を辞退したものとみなすことができる。

8 前3項により賛助会員の名称を喪失したときは、当該賛助会員であった者は、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。また、既納の賛助会費及びその他の拠出金は、賛助会員の名称を喪失した場合でもこれを返還しない。